

平成25年(行コ)第2号 原審 平成24年(行ウ)第6号
控訴人 奥村悦夫 外5名
被控訴人 今治市 外5名

準備書面（9）

2013年 5月10日

高松高等裁判所 御中

本件採択は、適正手続に反する違憲・違法・不正な採択である

目次

はじめに	3
第一 委員会が採択に際して行うべき措置としての責務	4
1、無償措置法が示す採択における措置としての責務	4
2、子どもの学習権を保障する教科書を選定する責務	5
第二 今治市教委の採択における適正手続遵守義務	7
1、教科用図書選定審議会を設置した目的.....	7
2、本件採択資料の評価にもとづく教科書を採択する責務.....	8
第三 今治市教委の委員の独断的採択の違法性の有無の検証.....	8

1、歴史教科書の本件採択資料が示す教科書の評価	9
1-1 選定委員会報告書の歴史教科書の評価	9
1-2 教員のアンケートが示す使用希望歴史教科書	10
1-3 選定委員会会議が示す歴史教科書の評価	10
1-4 調査員らの評価と委員らの評価の大きな齟齬	11
2、公民教科書の本件採択資料が示す教科書の評価	13
2-1 選定委員会報告書の公民教科書の評価	13
2-2 教員のアンケートが示す使用希望公民教科書	14
2-3 選定委員会会議が示す公民教科書の評価	14
2-4 本件採択資料の公民教科書の評価と委員らの評価の大きな齟齬	14
第四 委員らは、独断的採択を行う必要条件を満たしていない	16
1、委員らは、採択対象教科書を読むことがさえ困難と認識	16
2、教科書を精読していない委員らには、独断的採択は不可能	17
3、県教委の採択の実態から、独断的採択の可能性の有無の検証	18
3-1 県教委の高校教科書の採択の実態	18
3-2 県立中等教育学校・特別支援学校も県教委が採択	19
4、小結(委員の独断的採択を行うための条件を満たしていない)	20
第五 戦前の教育制度の反省にもとづく戦後教育制度としての採択制度	20
1、戦前の教育制度の反省にもとづく戦後教育制度	20
2、戦前の教育制度に対する文部大臣らの反省	21
3、戦前の中央集権制度の反省にもとづく戦後教育制度としての地方分権	22
4、戦前の中央集権制度の反省にもとづく戦後教科書制度・採択制度	23
5、独断的採択権限は、教育委員会にはない	24
6、教科書の選定は、教員らを中心に行う必要がある	24
7、採択権限の「根拠法令」は存在しない	27
7-1 地教行法第23条6号は、採択権限の根拠法にはなりえない	27
7-2 その他の採択権限の「根拠法令」も存在しない	27
7-3 「採択」とは	28
7-3-1 「採択」とは、「教科書を決定する一連の手続き」の総称	28
7-3-2 「採択」における委員会の採択審議の位置	29
7-3-3 被告らの故意的恣意的な違憲・違法・不正な採択	29
8、本件採択と委員会の採択権限の強化	30
結語	32

はじめに

当準備書面において、以下のことを述べる。

第一 今治市教育委員会（以下「今治市教委」という）が採択に際して行うべき措置における責務は、①子どもたちにとって適切な教科書が公正な手続を経て採択されるための条件整備、②採択された教科書を円滑に子どもたちの届けるための条件整備などである。本件採択には、①における措置の責務に下記に示す問題があり、違憲・違法・不正行為がある。

第二 今治市教委は、①における措置として、子どもたちにとって適切な教科書が公正な手続を経て採択されるための条件整備を行い、それらの行為が公正かつ適切に行われたかを点検し、問題なければ、答申どおりの教科書を決定（事務的決裁）する義務がある（以下、これを「採択における適正手続遵守義務」という）。

第三 ところが、今治市教委の各教育委員（以下「委員」という）らは、今治市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）による「平成24年度使用教科用図書調査研究資料（以下「調査研究資料」という、証拠甲7号証）、今治市教科用図書選定委員会報告書（以下「選定委員会報告書」という、証拠甲8号証）、平成24年度使用中学校教科書調査報告書・学校集計用・別紙2、証拠甲9号証）、平成24年度使用中学校教科書調査報告書・学校集計用・別紙3、証拠甲10号証」など（証拠甲7号証～10号証を以下「本件採択資料」という）に示された教科書の評価を無視し、委員の独自の評価（委員の私的好み）にもとづき多数決によって、子どもたちが使用する教科書を決定した（以下、委員の独自の評価にもとづく多数決による採択方法を「委員の独断的採択」という）。

第四 しかしながら、このような委員の独断的採択を行う権限を今治市教委も委員も有しない。その理由の一つは、委員らは、委員の独断的採択を行うために必要な条件（各教科における専門的知識・教育実践経験など）を満たしていないという絶対的客観的現実があるからである。

第五 二つ目の理由は、戦前・戦中における国家による教育支配（教育の中央集権化など）により、天皇制軍国主義・国家主義教育を、子ども

をはじめ国民に注入することでマインドコントロールし、アジア諸国に対するあの忌まわしい侵略戦争・植民地支配・占領支配に動員したとの反省にもとづき、戦後教育原理（教育の民主化・自主性・地方分権、教育の専門性・科学性など）・教育条理に則り、子どもたちが使用する教科書を選ぶ際には、教科の専門的知識、教育実践経験などの教育の専門性が必要不可欠であるとし、その主たる行為を教員らに委ねたことにある。ゆえに、委員の独断的採択を明示する法令が存在しないばかりか存在し得ないのである。

結語　つまり、委員らが第四で示した必要な条件を満たしていないという絶対的客観的現実があるにもかかわらず、第三の委員らの独断的採択を行った。つまり、一審被告今治市教委が行った本件採択は、第二の採択における適正手続遵守義務等に反する違憲・違法・不正がある。

第一 委員会が採択に際して行うべき措置としての責務

1、無償措置法が示す採択における措置としての責務

文部科学省（以下「文科省」という）は、「教科書制度の概要」において、「採択の方法は義務教育である小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』によって定められています」と述べている。

その義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という）第1条において、「この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もって義務教育の充実を図ることを目的とする」と同法の目的を明示している。よって、今治市教委には、円滑な採択と採択された教科書が子どもたちに給付されるための措置を講じる責務がある。

その詳細な措置などは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（以下「無償措置法施行令」という）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（以下「無償措置法施行規則」という）並びに教科書の発行に関する臨時措置法（以下「発行法」という）と教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（以下「発行法施行規則」という）において、学校で使用する教科書を無償で児童・生徒に給付するなどの措置

及び教科書を発行するための措置を定めている。一審被告今治市教委らは、本件採択において、行政に課せられたこれらの法令を遵守する責務と教育条理に則る採択における適正手続遵守義務がある。

2、子どもの学習権を保障する教科書を選定する責務

今治市教委は、子どもたちにとって適切な教科書が選定され、採択されるための条件整備の責務を負っている。

子どもたちにとってどのような教科書が適切なのかという基準としては、1989年に国際連合総会において全会一致で採択された子どもの権利条約（1994年に日本は批准・公布）を第一に当てはめる必要がある。なぜなら、憲法第98条2項により、「国内法の序列上、同条約は、憲法よりも下位にあるが、少なくとも国会の制定法よりも優位の法的効力を持つことについては学説上実務上も争いが無い（「逐条解説」子どもの権利条約 喜多明人ら著 日本評論社 14頁）」からである。

子どもの権利条約第28条（教育への権利）、同第29条（教育の目的）について、先の「逐条解説」では、次のように述べている。

「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」（社会権規約委員会一般的意見13号1）とあるように、教育は、人格の全面的かつ調和のとれた発達を促す人権であると同時に、自由と平等が保障された平和な社会の形成を実現するために必要不可欠なものである。・・・・中略・・・・。

また、教育への権利は、29条に独立して規定された「教育の目的」とともに理解することが必要である。この権利は、単に教育機会の保障や教育条件整備だけでなく、保障される教育の内容をも問うものである。すなわち、過去の戦争や紛争において、教育が、人種的、国民的、民族的、宗教的集団間の溝を埋めるどころかかえって広げること利用された歴史を反省し、子どもの教育は、人格・才能・能力の最大限の発達、人権の尊重、親や子ども自身の文化的アイデンティティ・言語。価値の尊重、多様な価値観や自己の文明と異なる文明の尊重、国際理解・平和・寛容・性の平等・友好の精神の下で自由な社会における責任ある生活の準備、および自然環境の尊重を促進するものでなければならない。」（172頁）

「ここで確認されなければならないのは、本条（29条*一審原告注入）

が重視するのは第二次世界大戦を経てそれまでの各国の教育内容が国の意のままに偏狭な国家主義・軍国主義に堕したことへの反省から、むしろ国の恣意的な教育統制を戒め、国際人権保障の水準に各国の教育目的を適合させることに重点を置いたものと解されるという点である。」（180頁）

以上のように、「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」と位置づけられ、この位置付けにもとづき適切な教科書が選定され、採択される必要がある。なお、同第29条1項は次のとおりである。

第29条

1. 締約国は、子どもの教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - a. 子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - c. 子どもの父母、子どもの文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者との間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - e. 自然環境の尊重を育成すること。

また、北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決（1976年5月21日）は、次のように「子どもの教育は、子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営み」とし、その上で、憲法第26条についての規定について、次のように判示し、子どもの学習権を認めている。

「この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできな

い子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。

さらに、次のように国家的介入は許されないと判示している。よって、子どもたちにとって適切な教科書が選定され、採択されるための条件整備の責務を一審被告今治市教委らは負っていることは明白である。

「人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されないと解することができる・・・。」

本件教科書が、これらの観点から、今治市の子どもたちにとって適した教科書とは到底言えない極めて問題の多い教科書である。その点については、別途準備書面で詳細に述べる。

第二 今治市教委の採択における適正手続遵守義務

1、教科用図書選定審議会を設置した目的

1947年の教育基本法の立案にかかわった文部省の担当者らによる同法の解説書（『教育基本法の解説』 東京大学教授田中二郎、文部省調査局長辻田力監修教育法令研究会編、126～127p）において、国家が教育を支配していた戦前・戦中の日本の教育制度に対して、「教育行政が教育内容の面にまで立ち入った」、「地方教育行政は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏（職員）によって指導せられて、「はつらつたる生命をもつ、自由自主的な教育が生まれることが極めて困難であった」とその制度的問題点を指摘している。この反省にもとづき戦後教育及び教育制度が確立された（下記の第五の20～23p参照）。当然ながら採択制度にもそれが反映されている。たとえば、無償措置法第11条には、都道府県の委員会の諮問機関として教科用図書選定審議会（以下「選定審議

会」という)を設置しているが、同法案の作成に携わった諸沢正道文部省初等中等教育局教科書課長(当時)は、その設置目的を次のように述べている。

「採択は、発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に使用されるもの一種を決定する行為であり、教育専門的知識経験と判断を必要とする。・・・教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。都道府県の教育委員会の附属機関として、選定審議会を設けることとしたのは、この趣旨である。」(『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』文部省初等中等教育局教科書課長諸沢正道著 144頁～145頁)

都道府県の教育委員会(以下「委員会」という)から選定審議会への諮問を受け、選定審議会の下に、教員からなる調査員が教科書を専門性の観点から調査研究し、この報告資料にもとづいて教科用図書選定資料(以下「選定資料」という)が作成され、都道府県委員会へ答申される。都道府県委員会は、この選定資料を管内の各委員会への指導・助言又は援助としてこれを配布し、採択の際の参考資料とする。これは、先に述べたように戦前・戦中の反省にもとづき、使用する教科書を定める行為には、専門的知識・教育実践経験などの教育の専門性及び科学性が必要不可欠であるからである。

2、本件採択資料の評価にもとづく教科書を採択する責務

今治市教科書採択基本方針(証拠甲12号証9枚目)には、「今治市教育委員会は、今治市立小・中学校教科書について、以下の基準に最も適したものを、教科用図書選定委員会での審議を勘案し採択するものとする」とある。先に選定審議会及び選定資料について述べたように、当然ながらの以下で述べる選定委員会による今治市教委への答申(報告)は、委員らの採択を少なくとも一定程度は法的に拘束すると解する必要がある。

よって、本件採択の憲法等違反の有無にかかわらず、以上の理由から、採択資料の評価を無視した採択は、教育条理、公序良俗、社会通念に反する。

第三 今治市教委の委員の独断的採択の違法性の有無の検証

1、歴史教科書の本件採択資料が示す教科書の評価

1-1 選定委員会報告書の歴史教科書の評価

選定委員会は、校長会代表者・教員代表者・保護者代表者で構成され、教科書を専門的な観点から調査研究するために調査員が置かれる（選定委員会規約、証拠甲12号証10枚目）。この調査員らは、教員免許を有する教員らで、担当教科の教科書を専門的な観点から調査研究を行う。その資料が、調査研究資料（証拠甲7号証）である。

下記の「㊦ 歴史教科書の調査研究評価一覧表」は、選定委員会報告書の2枚目の社会歴史的分野の調査報告書の各教科書の「具体的な観点」という調査研究項目に対する評価を示す記載の「極めて適切である」などの高い評価を「A」、「適切である」などのやや高い評価を「B」、「おおむね適切である」など平均的評価を「C」、評価において問題点が指摘されているものを「D」と記号化したものである。

①には、その「評価の集計」を、②には、その①の「評価の集計」が示す評価の総合にもとづき「順位」を付けたものである。下記のように、東京書籍は1位、教育出版は2位、育鵬社は5位であり、調査員らの育鵬社歴史教科書の評価は、低い。

㊦ 歴史教科書の調査研究評価一覧表							
調査要素	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
A 内容の選択	B	B	B	B	B	B	B
B 内容の程度	A・A	A・A	B・B	B・B	B・B	C・D	C・D
C 組織 配列・分量	A・A B	B・A B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B
D 学習指導要 領への配慮	A・A A	B・A B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B	B・B B
E 造本・その 他	A・B B	A・B B	C/D B・B	B・B B	B・B B	B・C/D C/D	B・B B
①評価集計	A(8) B(4)	A(7) B(5)	B(11) C(1) D(1)	B(12)	B(12)	B(8) C(3) D(3)	B(10) C(1) D(1)
②順位	1位	2位	4位	3位	3位	6位	5位

1-2 教員のアンケートが示す使用希望歴史教科書

下記の「① 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史」は、証拠甲9号証「(別紙1)平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書(学校集計)」における各学校の社会科教員67人のアンケートに示された教科書の評価(使用を希望する教科書)にもとづく教科書の評価の順位である。

東京書籍は37人で1位、教育出版は13人で2位、育鵬社は5人で5位で、教員らのアンケートにおいても育鵬社歴史教科書の使用を希望する教員は少なく、同教科書の評価は低い。

① 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教員希望	37人	13人	0人	7人	5人	0人	5人
教員評価順位	1位	2位	5位	3位	4位	5位	4位

1-3 選定委員会会議が示す歴史教科書の評価

「平成23年度 第2回今治市教科用図書選定委員会会議録」(証拠甲15号証、以下「選定委員会会議録」という)によると、「選定委員会では、教科毎に最もふさわしい教科書を検討し、1社に絞って教育委員会に答申していました。1社では、採択を行う教育委員会が審議しにくいため、採択候補の教科用図書を複数社あげた資料を、教育委員会に答申してほしいということです」との一審被告今治市教委の要望を受け審議した結果、「候補になる教科書を複数社あげて答申することと致します」と決定、そのうえで、「今治市の調査部会による調査研究資料及び愛媛県教育委員会の選定資料」から、「それぞれの資料から、2社ずつ選定」すると決定、そして、渡邊学校教育課長が、「県の選定資料につきましては、各教科・分野を2社に絞った報告はありません。そこで、庶務が、あらかじめ県の選定資料を基に判断し、各教科・分野ごとに2社考えてみました」と提案し、「異議なし」と決定、選定委員会の藤原委員長は、「市の調査研究資料と県の選定資料から分析した特色につきましては、庶務に依頼し、まとめてもらった資料があります。よろしければ、それをもとに検討していただければ、話し合いが具体的に進むのではないかと思います。」と提案し、各教科の教科書の選定の審議が進められている。

歴史分野では、今治市の調査研究資料から、東京書籍と教育出版の2社を、県の選定資料から、育鵬社と東京書籍の2社を選定し、そのうえで、

庶務の村上氏が、「1番・東京書籍、2番・育鵬社、3番・教育出版」とする庶務案を説明している。しかし、ある選定委員は、「調査研究資料を読んだときに、育鵬社についてちょっと引かかる記載があったので、私自身は、教育出版を2番にして、育鵬社を3番にしてはどうかと思います」と発言、他の選定委員も「同感」と述べ、その結果、「1番・東京書籍、2番・教育出版、3番・育鵬社」との順番の答申を決定している。

下記の表の「㊦ 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価」は、庶務案と審議を経て答申された教科書の評価の順位の一覧で、育鵬社版歴史教科書は、答申された教科書の三番目と、選定委員らのなかでも評価は低い。

㊦ 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
庶務案順位	1位	3位					2位
答申順位	1位	2位					3位

1-4 調査員らの評価と委員らの評価の大きな齟齬

下記の表は、先の表㊦～㊩の評価の順位一覧と採択教科書の表である。

㊦ 歴史教科書の調査研究評価一覧表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
順位	1位	2位	4位	3位	3位	6位	5位

㊧ 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教員希望順位	1位	2位	5位	3位	4位	5位	4位

㊨ 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
答申順位	1位	2位					3位

㊩ 採択した歴史教科書							
採択教科書							育鵬社

以上のように表㊦～㊧の順位の1位は、全て東京書籍で、一方、委員らが、高く評価し採択した育鵬社の評価・順位は、5位～3位と低い。選定委員会調査部会の社会科の教員らによる㊦の調査研究資料では、育鵬社の評価は低く、5位で、育鵬社の記載について、「偏って歴史観が同われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある」と問題点の指摘さえある。

下記の第四で詳細に述べているが、委員らは、独自の教科書の評価で採択するための必要条件を満たしていない。しかしながら、本件採択を行った、第12回教育委員会会議録(証拠甲16号証)から明らかなように、一審被告今治市教委の高橋教育長以外の4名の教育委員らは、社会科の教員の専門的知識と教育実践にもとづく評価を押しつけて、大きく異なる委員らの独自の評価を全面的に押し出し、育鵬社の歴史教科書を採択した。

別途準備書面で詳細に述べるが、採択した教科書を国が購入し、校長を通して無償で子どもたちに供与されるということで、採択行為は、公共入札の落札行為に該当する。育鵬社教科書は、「日本教育再生機構」が指導的に編纂し、同会の会員や支持者が、教科書の執筆者である。つまり、「日本教育再生機構」は、育鵬社と事実上の同教科書の共同事業者である。日本の最大の右翼組織である「日本会議」は、事実上高等学校の日本史教科書を編集出版し、目的が同じことから、この「日本教育再生機構」を協力に支援している。この「日本会議」の福岡北九州支部の「中学校歴史・公民教科書の採択について」の請願(証拠甲17号証)を提出し、このなかで特定の教科書を誹謗中傷し、育鵬社の教科書の評価ポイント(我が国と郷土を愛する態度)にもとづく採択をもとめなどの採択運動を行っている。また、同会の会報の『日本の息吹』(2011.7 証拠甲18号証)で、他の教科書を「自虐的」であるなどと誹謗中傷するなどする独占禁止法で禁止する「不公正な取引」に抵触する採択運動を行っている。

小田道人司委員長(本件採択当時)は、この「日本会議」である。ゆえに、一審原告らは、「小田委員長は、本件育鵬社版教科書の関係者である「日本会議」の会員であり、本件採択に委員長として参加することは、独占禁止法等に抵触するので、適切な措置を講じることが必要である」と要望書を提出していた(証拠甲19号証 『愛媛新聞』2011年8月13日)。しかし、今治市教委は、これを無視・放置し、つまり、本件採択の公正な環境整備義務を行ったまま、事実上の本件教科書の共同事業者である「日本教育再生機構」や「日本教育再生機構」をサポートする「日本会議」が、本件教科書を推薦する理由・評価と酷似した理由(『日本の息吹』(2011.7 証拠甲18号証)で、同教科書を異常に高く評価し、採択した。この「日本会議」の会報には、同教科書を評価する理由や評価の一覧が掲載されている。

この委員らの評価と今治市の教員ら、調査員らの専門的調査研究にもとづく評価の余りにも大きな違いがあり、調査員らが指摘した問題点を委員らは逆に高く評価し、その評価の基準となっているものは、このような横暴かつ偏った教育委員らの態度・評価・行為は、社会通念上、到底考えられないが、その異常な採択をこの一覧表は、端的に示している。

2、公民教科書の本件採択資料が示す教科書の評価

2-1 選定委員会報告書の公民教科書の評価

下記の「㊤ 公民教科書の調査研究評価一覧表」は、選定委員会報告書の3枚目の公的的分野の調査報告書の各教科書の「具体的な観点」という調査研究項目に対する評価を示す記述を次のように記号化したものである。「極めて適切である」などの高い評価を「A」、「適切である」などのやや高い評価を「B」、「おおむね適切である」など平均的評価を「C」、評価において問題点が指摘されているものを「D」とした。

①には、その「評価の集計」を、②には、その①の「評価の集計」が示す評価の総合にもとづき「順位」を付けたものである。

1位は帝国書院、2位は日本文教、育鵬社は7位である。

㊤ 公民教科書の調査研究評価一覧表							
調査要素	東京	教出	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
A 内容の選択	B・A	B・A	B・A	B・A	B・A	D・D	B・D
B 内容の程度	B・B	B・B	B・A	A・B	B・B	D・D	B・D
C 組織 配列・分量	A・B B	B・D B	B・D D	B・A B	B・A B	D・B D	D・D
D 学習指導要 領への配慮	B・A	B・B	B・B	A・A	A・B	D・A	D・B
E 造本・その他	D・B	B・B	B・B	B・B	A・B	B・D	B・D
①評価集計	A(3) B(7)	A(1) B(9) D(1)	A(2) B(7) D(2)	A(5) B(6)	A(4) B(8)	A(1) B(1) D(8)	B(4) D(6)
②順位	3位	5位	4位	1位	2位	6位	7位

2-2 教員のアンケートが示す使用希望公民教科書

下記の「㊦ 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・公民」は、証拠甲9号証「(別紙1)平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書(学校集計)」における各学校の社会科教員68人のアンケートに示された公民教科書の評価(使用を希望する教科書)にもとづく教科書の評価の順位で、1位は東京書籍、2位は日本文教で、育鵬社は4位である。

㊦ 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・公民							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教員希望	33人	8人	2人	8人	15人	0人	2人
教員希望順位	1位	3位	4位	3位	2位	5位	4位

2-3 選定委員会会議が示す公民教科書の評価

「選定委員会報告書」(証拠甲8号証)の公民分野では、今治市の調査研究資料から、帝国書院と東京書籍の2社を、県の選定資料から、日本文教と育鵬社の2社を選定している。選定委員会会議録(証拠甲15号証)では、庶務の村上氏が、「1番目に帝国書院、2番目に日本文教、3番目に育鵬社、4番目に東京書籍」との庶務案を説明している。しかし、ある委員は、「東京書籍は4番になっているが、教員の支持が高いため、東京書籍はもっと上でいいのでは」と発言し、また、他の委員も「育鵬社については、引っかかる部分があり、4番目でもいいのではないかと思う」との意見で、その結果、「1番目に帝国書院、2番目に東京書籍、3番目に日本文教、4番目に育鵬社」との順番の答申を決定している。

下記の表の「㊧ 第2回選定委員会会議における公民教科書の評価」は、この庶務案と審議を経て答申された教科書の評価の順位を一覧にしたものである。

㊧ 第2回選定委員会会議における公民教科書の評価							
	東京	教出	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
庶務案順位	4位			1位	2位		3位
答申順位	2位			1位	3位		4位

2-4 本件採択資料の公民教科書の評価と委員らの評価の大きな齟齬

下記の各表は、先の表㊸～㊻の評価順位と採択教科書の一覧表である。

㊸ 公民教科書の調査研究評価一覧表							
	東京	教出	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
順位	3位	5位	4位	1位	2位	6位	7位

㊹ 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・公民							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教員希望順位	1位	3位	4位	3位	2位	5位	4位

㊺ 第2回選定委員会会議における公民教科書の評価							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
答申順位	2位			1位	3位		4位

㊻ 被告らが採択した公民教科書							
採択教科書							育鵬社

以上の一覧表のように、今治市教委の調査研究資料、同資料にもとづく選定委員会の委員らの公民の各教科書（出版社）の評価の調査部会の選定資料の評価と現場教員らのアンケート（使用したい教科書）とは、歴史教科書とは異なり、1位と高く評価する教科書は同一ではない。しかし、いずれも、育鵬社の評価は、低く、調査員らの調査研究資料の評価は、極めて低く、しかも、「近年の国際情勢や国内の様子を写真などで取り上げているが、政治的メッセージを感じる箇所がある」「原発の有用性を強調しすぎ、その危険性や反対意見があることには言及していないなど、公正性、客観性に欠ける箇所がある」「皇室や天皇陛下の写真などを多く取り上げて、愛国心と関連づけようとしている箇所が多く、違和感を感じる」「考えさせる補助資料が少なく、また生徒の興味関心をひく学習内容があまり準備されていない」と多くの問題点の指摘さえある。

先の第三の1-4に述べたように、教育委員らは、独自の教科書の評価で採択するための必要条件を満たしていないにもかかわらず、一審被告今治市教委の高橋教育長以外の4名の教育委員らは、社会科の教員の専門的知識と教育実践にもとづく評価を押しつけて、専門的知識も教育実践を有しない教育委員らの独自の評価を全面的に押し出し、育鵬社の公民教科書を採択した。このようにあまりにも大きな評価の違いがあり、育鵬社の教科書の評価その内容と前記した専門を有する教員の調査員が、具体的に指摘した「公平性、客観性、違和感」に関するところを、委員らは逆に高く評価し、その評価の基準となっているものは、育鵬社を指導的に

事実上編纂し、また、その執筆者らなどからなる「日本教育再生機構」や同会をサポートする「日本会議」の主張・評価との余りにも酷似に驚く(委員会会議録 証拠甲18号証)。このような横暴かつ偏った教育委員らの態度・評価・行為は、社会通念上、到底考えられないが、その異常な採択をこの一覧表は、端的に示している。

なお、別紙準備書面で詳細に述べるが、選定委員会報告書は、調査研究資料及び第2回選定委員会における委員らの審議内容(証拠甲15号証、平成23年度 第2回今治市教科用図書選定委員会会議録)を反映させていない。つまり、委員らが、本件採択資料に示された教科書の本件教科書の低い評価を無視し、委員らの独自の評価にもとづき本件教科書を採択しても、その異常性・違法性を見え難くするために捏造した報告書を作成している。いわば教育委員会の事務局ぐるみで、委員らの独断的採択に協力している。つまり、教員らも職員となっている庶務をはじめとする事務局職員らは、今治市の子どもたちが適切な教育を受ける環境の整備よりも、委員らの意見を強引に実現させることの画策に加わっている。それは、子どもたちは、このような身勝手な大人たちから、教育上不適切でない教科書を押し付けられているという嘆かわしい状況に置かれていることを意味している。

第四 委員らは、独断的採択を行う必要条件を満たしていない

1、委員らは、採択対象教科書を読むことがさえ困難と認識

小田委員長(当事)は、2009年4月8日に開催された第7回教育委員会において次のように述べ、委員らの「主体的に選定」、つまり、委員らの独自の教科書の評価にもとづく判断による委員らの多数決によって使用する教科書を決めること(委員の独断的採択)を求め、2009年度の採択においてそれを実行した。

「今までの教育委員会での教科書選定というのは、採択協議会が順位をつけて、そのまま教育委員会で承認すると、形式的な選定しかなかったというふうに思うわけでございます。我々教育委員が将来を担う子ども達に責任をもって教科書選定は真剣に取上げて、そして決定していかなければならないと、そういうふうに考えております。そういうことで、私たち5人の教育委員が主体的に選定を行うということとして事務局として準備をしていただきたいと思いますと思うわけでございます。」(第7回教育委員会会議録別紙)

ところが、同一人物である小田委員長は、2009年4月30日に開催された第9回教育委員会において、次のように述べている。

「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理であると思います」（第9回教育委員会会議録 証拠甲20号証）

2001年度の愛媛県教育委員会（以下「県教委」という）の採択において、県教委の委員の一人は、「全部の教科書を細かく見るのは神業でできない。教科書には専門知識も入っており、何でも知っている人はいない」と委員自らが委員の独自の評価にもとづき、使用する教科書を決めることは不可能であることを認めている（『愛媛新聞』2001年8月20日 証拠甲21号証）。現在文科省大臣政務官の義家弘介参院議員は、「教育委員が、すべての教科書を細かく熟読、比較検証し、児童・生徒の現状も考慮して、数多の教科書の中から最良だと思える一冊をそれぞれが選び、民主的手続きの中で採択する、なんて作業ができるわけない。・・・教員出身の私でさえ専門教科の社会科以外、完全に理解して採択に望んだとは到底言いがたい。本当の意味で判断できるのは、実際に日々子どもと向き合っている、その教科を専門とする教員以外にいない。」（月刊誌『MOKU』2011年6月号）

これは、委員らは、採択の対象となっている教科書を精読することさえ困難であるとの認識を示している。その理由は、2011年度の中学校用教科書の採択の対象本（9教科66種）は、多種多様であり、その合計は、131冊と多数（証拠甲13号証）であるという現実があり、絶対的客観的現実として採択の対象本を読むこと（目を通すこと）ができないからであり、独自の評価で採択するためには、絶対条件として最低でも採択教科書を全て精読する必要があるからである。

2、教科書を精読していない委員らには、独断的採択は不可能

しかし、今治市教委の委員らは、独自の評価にもとづき、子どもたちが使用する教科書を採択した。

①「採択の対象となる教科書さえ精読することが困難である教育委員」が、なぜ、②「自らの評価にもとづき」、子どもたちが使用するのに適切な教科書を決めることができるのかという疑問と矛盾である。この疑問や矛盾の原因は、採択に虚偽があることを示している。つまり、採択の対象となっている教科書さえ精読できないまま、つまり、使用する教科書を決めるために必要な条件を満たしていない委員らが、教育委員会に採択権限があるとし強弁し、

委員の独自の評価にもとづく採択という虚構・虚偽、つまり、違法な採択を行っていることを物語っている。

3、県教委の採択の実態から、独断的採択の可能性の有無の検証

愛媛県教委（以下「県教委」という）も今治市教委と同様に、採択権限が委員会にあるとして、委員の独自の評価にもとづく採択を行っている。県教委が主張する採択権限と今治市教委が主張する採択権限には、違いがなく、以下に県教委の採択を例示的に示し、県教委及び今治市教委が主張し、強行している委員らの独自の評価にもとづく採択行為が、虚偽・虚構であることを主張・立証する。

3-1 県教委の高校教科書の採択の実態

2009年度の採択において、県教委が行った採択は、中等教育学校の前期課程の中学校用教科書だけでなく、県立高校の高等学校用教科書も採択権限が委員会にあるとして委員らの独自の評価にもとづき採択行為を行っている。

①県教委が所管する愛媛県立高等学校数は、54校ある。②一般高等学校、工業高等学校、商業高等学校、農業高等学校、水産高等学校がある。③全日制だけでも48学科と多種多様な教科書がある。④各学校には、各学校毎の独自の教育方針、教育課程がある。⑤採択の対象となる教科書点数（はしがき 高等学校用教科書の平成22年度使用 証拠甲22号証）には899種、930点の教科書。第1部だけでも65の教科（種目）が掲載されているのなかから教科書を選ぶ）は、930点である。これらをさらに詳細に示すと次のとおりである。

- ① 県教委が所管する高校用教科書を使用する学校は、51校6分校の県立高校（全日制）、11校の県立高校（定時制）、7校1分校の特別支援学校、3校の中等教育学校と合計72校7分校である。
- ② 水産高校、工業高校、農業高校、商業高校、特別支援学校（高等部）、中等教育学校（後期）などなど多種多様の学校である。
- ③ 県立学校には、県立高等学校学科別合格者数（全日制）だけでも48学科（普通、商業、情報デザイン、機械、電子機械、電気、情報電子、環境化学、情報ビジネス、理数、生産科学、農業土木、グリーン環境、生活科学、ライフデザイン、電気システム、建設工学、園芸科

学、園芸クリエイト、事務、情報処理、情報技術、繊維工業、デザイン、総合、工業化学、建築、土木、繊維、流通経済、商・国、森林環境、生物工学、園芸流通、食品化学、生活科学、環境開発、特用林産、生産科学、畜産、水産食品、水産増殖、海洋技術、農業機械、生産食品、農業、漁業、機関）と実に多種多様な教科がある。

- ④ 学校の所在地における地域社会のニーズ（生徒、保護者、地域社会）と歴史的経過を加味し、各学校の教育方針・教育目標が示す各学校の独自の多様な教育方針・目標等を定めている。これに沿って、教科内容が編成されている。

県教委は、「それぞれの高等学校で使用するに最適な教科用図書について自らの裁量で判断し、採択すればよい」と述べ、委員の独自の評価にもとづく採択を行った。しかし本当に①～④のことを勘案して、各学校の独自の教育方針、教育課程に即して、採択の対象となっている高等学校用教科書（平成22年度使用は、第1部だけでも930点）を精読し、適切な教科書を選ぶことなど物理的に可能であろうか。それは、誰が考えても不可能なことは明白である。

3-2 県立中等教育学校・特別支援学校も県教委が採択

県立中等教育学校（前期課程の中学部と後期課程の高等学部がある）は3校ある。県教委は、中学部と高等学部との一貫性教育が不可欠であるので各県立中等教育学校のニーズ・生徒の状況を即し、中学部の採択対象の教科書（9教科73種135点）を精読しなければならない。

さらには、県教委の所管する学校として、特別支援学校（盲学校・聾学校等の7校の高等部と中学部）があり、特別支援学校の採択対象本（数百点）も精読する必要がある。つまり、県教委は、3-1で示した教科書に加えて、県立中等教育学校、特別支援学校の教科書をも同じく採択の対象となり、先に示した高校等の教科書を合わせると千冊を超える大量の教科書が採択の対象となる。証拠甲23号証の写真是、一審原告奥村悦夫が撮影（撮影日 2010年6月24日）したもので、2009年度ではなく2010年度教科書展示であるが、2009年度においても同程度の大量の教科書が採択の対象であったことにおいては、基本的に変わりがなく、また、2011年度の採択においてもそれは同様で、これだけの大量の採択対象の教科書を精読するは到底不可能である。また、多種多様な各教科における専門的知識も教育実践も委員らは満たしていない。そのうえ、委

員らは、教育長以外は、非常勤であるうえに、県教委の委員らは、いくつもの要職を兼ね、多忙である。つまり、採択に備えて必要な条件を満たすための準備を行う時間もない。これは、委員らの個人的な資質や条件の問題ではなく、人間としての個人的な能力・資質、肉体的体力を遥かに超える能力と体力が求められていることを示している。つまり、不可能であることを明確に示している。これは、県教委の委員だけでなく、今治市教委の委員らも全く同様である。

また、県教委が行った2009年度の上記した各採択のうち県立中等教育学校（前期課程の中学部）以外の採択は、同委員会採択審議の会議録（愛媛県教育委員会8月定例会会議録 2009年8月27日）の「議案第45号 平成22年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について」、「議案第46号 平成22年度使用県立特別支援学校中学部及び高等部教科書の採択について」を読めば明らかなように、採択対象の教科書を精読していないことは明白で、それゆえに、答申どおりの教科書を採択している。つまり、これが、採択の実態を表し、委員会の委員らは、採択手続きが公正かつ適正に行われているのかを点検し、それを確認し、答申どおりの教科書を採択することが、委員会及び委員らの責務であり、独自の評価にもとづく採択などは物理不可能である。

4、小結（委員の独断的採択を行うための条件を満たしていない）

小田委員長も採択の対象教科書を精読できないことを認めている。また、先に引用した県教委の委員の発言、「全部の教科書を細かく見るのは神業でない」との認識を示している。その教科書は、学校教育において主たる教材として位置づけられている。子どもたちには、先に述べたように学習権を有し、各教科の専門的な知識を学ぶために適した教科書が給与される必要がある。そのためには、各教科の専門性を有した人による選定及び採択が不可欠であるが、委員らは、先に述べたようにそのための必要条件を有していないことは、明白である。

第五 戦前の教育制度の反省にもとづく戦後教育制度としての採択制度

1、戦前の教育制度の反省にもとづく戦後教育制度

明治にはじまる日本近代国家は、大日本帝国憲法下、天皇が統治権の総攬

者となり、同時に統帥権の保持者であった。そして、天皇は、皇祖皇宗の遺訓にもとづく道徳の権威の体現者で、教育勅語がその道徳と教育の最高の基準であった。その教育は、徴兵・納税とともに国民（臣民）の義務とされた。国は、富国強兵政策を掲げ、これを実現するには、何といたっても国民皆兵のための基礎教育（男子は、兵士。女子は兵士となる青年を育て、兵士を家で支える母親）、一方、先端科学技術を導入するための高等教育を必要とし、その教育及び教育行政上の基本的事項は、天皇・行政府の「勅令（命令）」で定め、中央・地方に一元的に設置された官吏の組織を通じて集権的に行われ、しかも、それは、命令監視の権力関係の下にあった。

子どもたちの大半は初等教育の義務教育で終え、その学校は、教育勅語にもとづく修身を中心とした教育によって、帝国臣民としての自覚としての忠君愛国の精神を植え付け、天皇のために命を捧げる軍国主義の「少国民」を育成する場と化し、国民をあゝの忌まわしい侵略戦争に動員するうえで決定的な役割を果たした。このような教育を実際に全国津々浦々で担ったのが、一般行政の長の知事や市町村長であり、天皇制官僚機構の末端に包摂された教員らであった。

戦後教育の教育方針を示した教育基本法成立直後に、その立案の任にあたった当事者たちが書き、立法者意思を明かにした『教育基本法の解説』は、第10条についての記述の中で、戦前教育の精神及び制度について、次のように述べている。

「教育行政が教育内容の面にまで立ち入った干渉をなすことを可能にし、遂に時代の政治力に屈して、極端な国家主義的又は国家主義的イデオロギーによる教育・思想・学問の統制さえ容易に行なわれるに至らしめた制度であった。更に、地方教育制度は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏によって指導させられてきたのである。このような教育行政が行なわれるところには、はつらつたる生命をもつ、自由自主的な教育が生まれることはきわめて困難であった。」

（文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』126～127頁）

2、戦前の教育制度に対する文部大臣らの反省

以下は、文部大臣（当時）や文科省官僚などは、戦前・戦中の教育に対し、どのような反省を行い、どのような戦後の教育を目指したのかを示す資料である。

「わが国が開始すべからず戦争を開始し、継続すべからず戦争を破壊の直前まで継続した大きな罪悪と過誤とが、そのもとをたどれば結局のところ、明治以来の特に既往20年間の国家主義的・軍国主義的教育に胚胎していることは、今日識者の例外なく承認するところであります。」(田中耕太郎文部大臣『教育改革指針』より)

「民主的で平和的な国家再建のもと礎を確立致しますために、さきに憲法の画期的な改正が行われました。これによりましてひとまず民主主義、平和主義の政治的、法律的なもと礎が作られたのであります。しかしながら、このもと礎の上に立つ真に民主的、文化的な国家の建設を完成致しますとともに、世界平和に寄与すること、即ち立派な内容を充実させますことは、国民の不断の努力にまたなければならぬことはもちろんでございます。そうしてこのことは、一にかかって教育の力にあると申してもあえて過言ではないと存するのであります。」(高橋誠一郎文相、1947年3月13日、衆議院本会議より)

「第一に、教育制度及び教育行政は著しく中央集権化され、強度の官僚統制の下に立ち、このために教育の自主性が尊重されず、又学問研究の自由が不当に束縛される傾きがあった。更に地方の実情に即する教育が行われにくかったのである。

第二に、教育内容の面では、それが画一的、形式的に流れ、そのために、学生生徒の自発的精神を養うことが少く、それぞれの個性に應ずる教育を行うことが困難であった。」(文部省教育法令研究会『教育基本法の解説』1～2頁)

『教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立』というのは、先に述べた教育行政の特殊性からして、それは教育内容に介入すべきものではなく、教育の外にあって、教育を守り育てるための諸条件を整えることにその目標を置くべきだというのである。『教師の最善の能力は、自由の空気の中においてのみ十分に現される。この空気をつくり出すことが行政官の仕事なのであって、その反対の空気をつくり出すことではない。』(米国教育使節団報告書)(同上131頁)

3、戦前の中央集権制度の反省にもとづく戦後教育制度としての地方分権

以上のような戦前・戦中の教育内容及び教育制度に対する反省から、戦後教育は、スタートし、何にもまして平和教育を目指し、軍国主義・国家主義を排除した。1947年公布の教育基本法第10条において、国家などを念頭においた不当な支配を禁止し、国家の教育への介入を排除するための制度

的保障として、教育の地方分権を図り、地方自治体に行政委員会として教育委員会を設置し、その自治体からも独立した執行機関とし、教育行政の民主化と教育の自主制を確保した。その教育行政を担当する教育委員会に関する法律である教育委員会法を定め、その冒頭の第1条（1948年公布）に次のように規定し、その目的を明らかにした。

「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。」

4、戦前の中央集権制度の反省にもとづく戦後教科書制度・採択制度

教育の中核を担うのが学校教育である。その学校教育における重要な位置にある教科書（主たる教材）は、国家が支配統制する国定制度を廃し、検定制とした。それに伴い複数ある教科書の中から使用する教科書を選ぶという採択手続きが行われるようになった。そのことを文部省が当時作成した『教育委員会法のしおり』（以下「『しおり』」という。）に次のように説明している。

「今までは、……。学校でどんなことを教え、どんな教科書を使うのかは、文部大臣がきめていましたが、これからは、これらのことは、国の法律で基準をきめて、あとはこの委員会で、その基準に従って、その地方の実情や特徴を考えてきめるのです。ただ、教科書の検定は、都道府県の委員会でまとめて行い、地方委員会が、その圏内で必要な教科書を選択します。」（編集代表浪本勝年『教育委員“準公選運動の展開”』57頁、テイデル研究所）

そして、さらに次のように述べている。

「教科内容の決定や教科書の選択などについては、現職の学校の先生が、教育長を中心にしてその相談に参加します。」（『しおり』、同、58頁）

このように、当初は、学級・学校単位で担当の教員などが中心になって使用する教科書を決めていた。

5、独断的採択権限は、教育委員会にはない

委員の独自の評価にもとづき、委員の多数決により使用する教科書きめる権限としての採択権限は、教育委員会にも各委員にはない。なぜなら、先に述べたように、戦前・戦中の反省にもとづく戦後教育制度の原理に反するからである。つまり、侵略戦争に「国民」を動員し得たのは、国家が教育を完全に支配し、天皇制軍国主義・国家主義教育を人びとに注入したことにありと反省し、国や政党・官僚・軍人・一般行政官による教育及び教育行政への介入を制限する教育体制を採用し、専門性・科学性に立脚した教育を目指したのである。教科書制度では、国が教科書を作成する国定教科書制度を廃止し、民間の教科書会社が教科書を作成し、それを学問的・専門的・科学的見地から行う検定制度に採用した。

この検定手続は、1948年公布の教育委員会法第50条の2には、「都道府県教育委員会は文部大臣の定める基準に従い、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行う」と規定されている（後に検定の権限者は、文部科学大臣となる）。このように、一時期であるが、検定権限を都道府県教委が有していた。

つまり、都道府県委員会が検定を行い、その都道府県委員会が、自らが検定した教科書を採択する権限を有するということは、戦前の教育体制の反省にもとづき、国定教科書制度を廃止し、検定教科書制度へとしたことに明確に反する。ゆえに、憲法第39条の不遡及の原理からもこのことに法的変化を与える法令がその後制定されていないのであるから、委員会にも委員らにも、委員の独自の評価にもとづき、使用する教科書を決定する権限はないことは明白である。

6、教科書の選定は、教員らを中心にして行う必要がある

以下、使用する教科書を決定する行為は、教員らが中心になって行うことを示す文科省・学者・判決などの資料である。これらの資料は、委員会の委員らが、委員の独自の評価にもとづき、使用する教科書を決定する権限が、委員会及び委員らにはないことを明確に示す証拠でもある。

「教科内容の決定や教科書の選択などについては、現職の学校の先生が、教育長を中心にして相談に参加します。会議できめたことは、教育長が、その通りに実行してゆくのです。」（『しおり』（1948年 文部省作成）「教育委員会はどうやって仕事をするか」より）

「教科内容の決定や教科書の選択などについては、現職の学校の先生が、教育長を中心にしてその相談に参加します。」(『しおり』より)

「教科書の画一性を打ち破ることは、教師にそれだけ自主性が与えられることになる。すなわち一教科について幾種もの教科書が発行されるわけであるから、使用するものの側においては、当然選択権を持つことになり、教師に自主性が与えられる……」(木田宏文部省事務官(1947年当時)『新教育と教科書制度』より)

「教科書の採択は、文部省著作教科書、検定済み教科書をとわず、教師たちの意見を十分とりいれた後、学校責任者(地方教育委員会ができたときには、地方教育委員会を含む)が教育上最も適切と考えられるものを自由に採択することが建前である……」(『教科書検定に関する新制度の解説』(1948年4月文部省作成)より)

「学校責任者は自由な立場で教科書を採択することができる。……教科書の採択は、あくまでも民主的精神にもとづいて行われるものであるから、いやしくも他よりの干渉や一方的な傾向の押しつけ等に左右されることがあってはならない……」(『昭和24年度使用教科用図書展示会実施要綱』より)

「採択者は同一学年の各組ごとに異なる教科書を採択することができる」(『昭和24年度使用教科用図書展示会実施要綱』)とも述べていた。(『教科書の戦後史』徳武敏夫著 新日本出版社 57頁)

「現行法のもとでは、教科書採択権の所在に関する明確な成文の法的根拠は存在していない。公立小・中学校の場合、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法が一定の採択地区を設定し、採択地区ごとに一種の教科書を採択するように規定している(同法12条)。そのため、採択事務を取扱う当該教育委員会が、教科書採択権を有しているかのごとき「幻覚」が発生しているに過ぎないのである。」(浪本勝年立正大学教授『日本の教科書制度の検証』より)

「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。」(ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」(1966年)第61項)

「……もとより、政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、本来人間の内的的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、殊に個人のもと本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法二六条、一三条の規定上からも許されないと解することができる……。」

(北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決、1976年5月21日)

「……確かに、憲法の保障する学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解されるし、更にまた、専ら自由な学問的探求と勉学を旨とする大学教育に比してむしろ知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、例えば教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。」(北海道旭川学力テスト裁判最高裁判所大法廷判決)

「学校教育における政治的中立性の確保という要請にふかくかかわる。ふつう、政治的中立の確保は、教師、とくに義務教育諸学校における教師に対する義務づけとして理解されている(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭29法157)参照)。けれども、この要請がもっともつよく向けられねばならないのは、通常「国家」という総括名称で呼ばれるところの統治機関(国会、中央および地方の教育行政機関)に対してである。この原理は、教育基本法10条の規定、「①教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」に、表現されているとおりである。これは、「国家の教育権」を制約するものとして、たんに教育基本法が定めているにとどまらず、日本国憲法自体が命じているところでもあるのである。」(奥平康弘 第2章教育を受ける権利(『憲法Ⅲ人権(2)』芦部信喜編)有斐閣 422頁)

7、採択権限の「根拠法令」は存在しない

文科省が、採択権限が、委員会にあるとし、その法的根拠法とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という）第23条6号などには、委員の独自の評価にもとづく判断により、使用する教科書を委員らの多数決で決めるという意味における採択権限を明示する法令などは次に述べるように存在しない。

7-1 地教行法第23条6号は、採択権限の根拠法にはなりえない

地教行法第23条6号は、「教科書その他の教材の取り扱いに関すること」とあり、地教行法第23条は、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」とある。つまり、「教科書その他の教材の取り扱いに関することを」「管理し、執行する」としているだけであり、「教科書の取り扱い」の「管理、執行」主体だとしているだけで教科書選定—採択の執行主体であるとは全く言っていないのである。ましてや採択する権限の所在についてなど全く記されていない。

7-2 その他の採択権限の「根拠法令」も存在しない

教育委員会設置の根拠法である地方自治法においても、やはり、「教育委員会は・・・教科書その他の教材の取り扱い・・・に関する事務を行い」（第18条の8）とされているだけである。

文科省は、採択の根拠法令として、発行法第7条第1項（市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない）を上げている。しかしながらこの条文から、文科省が採択権限の根拠法令としている文科省の解釈について、その勝手解釈の問題点を具体的に論証するまでもなく、これを根拠法令とするにはあまりにも無理があり、根拠法令とはなり得ない。

以上のように委員会に採択権限があるとする根拠法は存在しないが、その理由は、第四で示した委員らは、採択に必要な絶対条件さえも満たしていないことに加え、戦前・戦中の反省にもとづく戦後教育原理に反するからである。

7-3 「採択」とは

「採択」とは、「学校で使用する教科書を決定すること」ではあるが、「学校で使用する教科書を決定する一連の手続き」を含むと解することが下記の理由から妥当であろう。つまり、「採択行為」を一連の採択手続を無視し、単に「学校で使用する教科書を決定する行為」、つまり、「採択」を、委員会において委員らが審議し使用する教科書を決定する行為だけであると限定し、その行為を委員らが行うのであるから採択権限は、教育委員会にあると強弁する合理的、客観的な理由は全く乏しい。

7-3-1 「採択」とは、「教科書を決定する一連の手続き」の総称

以下において、「採択」とは、「学校で子どもたちが使用する教科書を決定する一連の手続き」を含むと解することが妥当であることを立証する。

- ① 文科省が作成した、「教科書制度の概要 - 6. 教科書採択の方法」には、「採択とは、学校で使用する教科書を決定すること」と説明し、「採択の方法」についてその手続きを説明している。
- ② 教科書採択に関する重要な根拠法である無償措置法には、「採択」のことばの定義がなされていない。同法には、使用する教科書を決定するための手続きのなかで「採択」とのことばが使用されている。
- ③ 無償措置法は、多くの人たちの反対を押し切って強行採決された（1963年、12月21日）が、同法案の作成に携わった諸沢正道文部省初等中等教育局教科書課長による同法の解説書の『逐条解説義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律』（第一法規出版株式会社、1964. 3. 31発行）には、次のように「採択」の説明をしている。

「採択は、発行している多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通において使用されるものの一種を決定する行為」（44頁）
- ④ 坂本明（財）中央教育研究所常任理事は、『教科書の編纂・発行等教科書制度の変遷に関する調査研究』（中村紀久二研究代表者（財）教科書研究センター特別研究員、1997. 3発行）の「第3節 採

採」のなかで、「採採」について、次のように説明している。

「『採採』とは、学年または地区において次年度に使用する教科書を選定し決定する行為である。」（８６頁）

以上のように、「採採行為」を学校で子どもたちが使用する教科書を決定する一連の手続き行為を含むと解することが、合理的かつ客観的であろう。また、それは、採採の実態を示し、そのことは採採手続におけるそれぞれの権限の実態的分化を示していると解することが妥当であろう。

7-3-2 「採採」における委員会の採採審議の位置

「採採」とは、学校で使用する教科書を決定する一連の手続きを含むのであるから、これらの一連の手続に参加・関与した者は、採採関係者である。文部省の初等中等教育局長名で各都道府県教育委員会教育長宛の「平成24年度使用教科書の採採について（通知）」（証拠甲11号証）の冒頭で、「教科書の採採は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることを鑑み、教育委員会その他の採採権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要がある」（下線一審原告）と記載していることから、「学校で使用する教科書を決定する一連の手続きに参加・関与し、採採の一部を担い、総体としての採採を完結させているということを示している。

つまり、委員会において、委員らが、最終的に使用する教科書を審議し決定する行為は、採採の一部に過ぎず、また、その権限も分化された採採権限の一部でしかない。つまり、今治市教委が、行った本件採採行為は、学校で使用する教科書を決定する一連の手続きの一部であり、単に使用する教科書を決定する最終手続を行っているに過ぎない。

7-3-3 被告らの故意的恣意的な違憲・違法・不正な採採

以上のように、戦前・戦中の反省にもとづく戦後の教育の教科書制度の下での採採は、現場教員らが、それぞれの担当する教科の教科書を調査研究し、その資料をもとに適切な教科書を選定委員会などにおいて選定し、それを委員会に答申し、委員会の採採審議において、公正かつ適正な手続が行われたかについて点検し、そのことが確認されれば、答申（報告）のままの教科書を使用する教科書として決定する必要がある。

ところが、委員会に採択権限があると強弁し、採択の対象となっている教科書さえも精読できない、していない委員らが、使用する教科書を決定するために必要な条件を満たしていないまま、使用する教科書を決定した。その採択理由も、先に述べたように、同教科書の共同事業者やそれをサポートする「日本教育再生機構」や「日本会議」の評価と酷似している。同採択は、全く虚構・虚構の採択権にもとづく採択であり、故意的恣意的な違憲・違法・不正である。

なお、控訴理由書（４）の中段の「(エ) 証拠甲 7～10号証の各資料の理由・目的の運用を怠った採択」（8～9 p）で述べたように、本件採択資料のコピー代は、本件採択が直接の原因であり、そのために公金から支出されている。本件採択資料は、「今治市情報資産の管理運用に関する規則」における情報資産に該当し、物品管理法の物品に該当する。「今治市情報資産の管理運用に関する規則」1条の「本市における情報資産を保護し、その適正かつ効率的な管理運用を図る」と規定するが、本件採択における委員らに採択は、公的な手続を経て作成され、その費用を公金から支出しているその本件採択資料に示された評価を無視し、つまり、評価の高い教科書を差し置いて、評価の低い本件教科書を採択し、本件情報資産を「適正かつ効率的な供用その他良好な管理運用を怠る」利用をしている。

ところが、「コピー代は本件採択が原因となって支出されるものではない」との原審判示は、事実誤認・理由不備・齟齬がある。

8、本件採択と委員会の採択権限の強化

委員会に採択権限があるとして、選定・採択資料の評価を無視し、選定委員会などの答申を無視し、委員らの独自の評価にもとづき、委員らの多数決による採択が、強行されるようになったのは、本件教科書のもともとの母体である「新しい歴史教科書をつくる会」（以下「つくる会」という）が主導し、編纂した扶桑社版歴史教科書（「つくる会」教科書ともいう）が登場することとなった2000年以後である。この「つくる会」は、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（安倍晋三事務局長・当事、後に「日本の前途と歴史教育を考える会」と改名）などの自民党右派勢力との共同歩調により、政治圧力により、文部省の「教科書の採択について（通知）」が、「採択権者の自覚と責任」から「採択権者の権限と責任」と変化して行き、委員会の採択権限を強化されてきた。それは、次のような極めて政治的・イデオロギイ的な背景がある。

藤岡信勝らは、日本の歴史教科書は、「日本人は子々孫々まで謝罪しつづけることを運命づけられた罪人の如くにあつかわれ・・・自虐的」であり、自国の歴史に「誇り」を持ってないと、「つくる会」を設立し、扶桑社と共同で歴史と公民教科書を編纂（事実上教科書を編纂したのは「つくる会」）し、検定に申請し、これまでなら到底検定に合格できなかったであろうが、政治介入で検定に合格させた。「自虐的」とするのは、主に日本の近代における侵略に関する記述であり、この侵略を「自衛のための戦争」「アジアの解放のための戦争」などとし、歴史の事実を改ざん・歪曲するものであった。また、人権よりも国権を尊重しているなどとの多くの問題が指摘され、教員や委員ら採択関係者の同教科書の評価も極めて低く、同教科書が採択される可能性は極めて低い状況にあった。実際に、2001年度の採択では、同歴史教科書の採択率は、わずか0.039%であり、2005年度では、0.4%であったことがそれを端的に示している。ゆえに、「つくる会」は、このような採択環境を変えるために次のことを目指し、行動した。

- ① 教員らの意見を採択に反映しにくくすること。
- ② 委員らの独自の評価・判断で採択ができるように教育委員会の採択権限を強化すること。

これは、「つくる会」等右翼・国家主義団体やそれに呼応する保守勢力政治家だけが望んだだけでなく、国（文科省）も、文科省の事実上の下部機関化している教育委員会（委員は、自治体の長の任命）の採択権限を強化することは、国家支配の強化になると利害が一致し、それを積極的に取り入れ、教員等を教科書の選定行為から遠ざけ（『朝日新聞』2001年5月2日 証拠甲24号証）、「委員の決定は選定委員会や調査委員会など下部機関の示した選定資料には拘束されない」（『産経新聞』2005年3月3日 証拠甲25号証）と、「平成17年度使用教科書採択について（通知）」との文科省の通知では、「採択権者としての自覚と責任」とあった文言が、「平成18年度使用教科書採択について（通知）」では、「採択権者の権限と責任」との文言に変え、委員会の採択権限を強化した。

先に示した小田委員長（当事）の、「私たち5人の教育委員が主体的に選定を行うということとして事務局として準備をしていただきたいと思います。」（第7回教育委員会会議録）は、「委員の決定は選定委員会や調査委員会など下部機関の示した選定資料には拘束されない」（『産経新聞』2005年3月3日）と連動し、それらは、本件教科書を編纂した「つくる会」の主張に連動し、小田委員長らは、2009年度の採択において、「つくる会」が主導し編纂した扶桑社版教科書を私的な好みで高く評価している

という一本の糸で結ばれている。小田委員長が「日本会議」の会員であることが、それを端的に示している。小田委員長をはじめ委員らは、委員という公的職責を濫用し、先に示した独断的私的な好みで育鵬社版の教科書を高く評価し、同教科書を採択したのである。

結語

以上のように、一審被告今治市教委は、本件採択手続きにおいて、公金から支出し作成された情報資産ないし物品である本件採択資料を作成させた。しかし、一審被告今治市教委は、その作成目的に反し、本件採択資料の適正かつ効率的な管理運用を怠った。つまり、一審被告今治市教委は、採択権限は教育委員会にあると、採択の対象となっている教科書さえも精読できない、していないにもかかわらず、つまり、委員らは使用する教科書を決定するために必要な条件を満たしていないまま、本件教科書を採択した。その採択理由も述べてのように、同教科書の共同事業者やそれをサポートする「日本教育再生機構」や「日本会議」の主張・評価と酷似している。小田委員長は、この「日本会議」の会員であり、本件教科書の採択を強く求め、採択させている。このように本件採択は、下記に点に反し、違憲・違法、不正がある。

- ㊦戦前・戦中の反省にもとづく戦後教育原理に真っ向から反し、
- ㊧採択の適正手続責務に反し、委員会の責務である法令主義に反し、
- ㊨虚偽・虚構の採択権限と独断的採択を行うための絶対的条件さえ満たしていないことを自覚しなから、委員という公職とその地位を恣意的に濫用した刑法第193条の職権濫用があり、
- ㊩学校教育法第37条11項（教諭は、児童の教育をつかさどる。49条で、中学校に準用する。）、I L O・ユネスコ共同の「教師の地位に関する勧告」（1966年）61項（教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。出典：「教育条約集」（永井憲一監修・国際教育法研究会編）三省堂）、先に示した文部省（現文科省）などの資料からも、使用する教科書を最終的に選定する権利は教員にあると解釈する等々の教育条理に反し、
- ㊪本件教科書が、歴史の事実を歪曲し、戦争を賛美し、人権より国権を重視するなどの教科書であることから、本件教科書の採択は、憲法第26条が保障

する子どもの学習権を侵害し、憲法の平和主義・基本的人権、子どもの人権条約などに反する違憲・違法がある。

ところが、原審判決では、「被告教委は、文部科学省の作成した教科書目録に登載された教科書の中から、被告教委の所管する中学校で使用する社会の教科書として、本件教科書を採択したものであり、本件採択の内容が違法であるとか、その手続に瑕疵があるといった事情は何ら窺われない」と判示している。

以上のように原審判決には、事実誤認・理由不備・齟齬がある。

以上

添付資料

1	証拠説明書		各1通
2	証拠甲15号証	平成23年度 第2回今治教科用図書選定委員会会議録	各1通
3	証拠甲16号証	平成23年度 第12回教育委員会会議録	各1通
4	証拠甲17号証	日本会議北九州支部請願	各1通
5	証拠甲18号証	『日本の息吹』284号（2011.7）	各1通
6	証拠甲19号証	『愛媛新聞』2011年8月13日	各1通
7	証拠甲20号証	第9回教育委員会会議録（要点） 2005年8月18日	各1通
8	証拠甲21号証	『愛媛新聞』2001年8月20日	各1通
9	証拠甲22号証	はしがき （高等学校用教科書平成22年度使用）	各1通
10	証拠甲23号証	教科書展示の写真	各1通
11	証拠甲24号証	『朝日新聞』2001年5月2日	各1通
12	証拠甲25号証	『産経新聞』2005年3月3日	各1通